（法第２条第７項第２号に係る業務の実施状況）

７．報告者が法第２条第７項第２号に係る業務を担当する企業型年金加入者等に係る運用の方法の選定及び提示の状況

運用方法数	第１号運用方法	第２号運用方法	第３号運用方法

（備考）

１．「第１号運用方法」とは選定及び提示している運用方法のうち令第16条に規定する運用の方法の数を、「第２号運用方法」とは第１号運用方法及び第３号運用方法以外の運用の方法の数を、「第３号運用方法」とは令第15条第１項第３号カからナまでに掲げる運用の方法の数をいう。

２．加入者等に係る運用の方法の選定及び提示については、加入者等に対して選定及び提示している一の運用方法群ごとに記載すること。

３．企業型年金加入者等に提示した運用の方法を変更し、運用方法数、第１号運用方法数、第２号運用方法数又は第３号運用方法数が異なることとなった場合は、変更前の運用方法数と変更後の運用方法数をそれぞれ記載すること。

４．提示した運用の方法の数の少ない順に記入すること。

８．事業主が法第２条第７項第２号に係る業務を担当する企業型年金加入者等に係る運用の方法の情報提供の内容

運用の方法名	情報提供の内容の概要	情報提供の回数

（備考）

１．「情報提供の内容の概要」は、報告者が選定・提示した運用商品ごとに企業型年金加入者等に対して行った情報提供の内容を簡潔に記載すること。

２．「情報提供の回数」は、当該事業年度において、企業型年金加入者等に対し情報提供を行った回数を記載すること。

（法第83条第２項の規定による通知の状況）

９．事業主が法第83条第２項の規定により行った個人別管理資産が連合会に移換された者への通知の件数等

件数	移換金額
人	円

（備考）当該事業年度内に法第83条第１項の規定により個人別管理資産が連合会へ移換された者への同条第２項の規定による通知の実績を記載すること。

10．年齢及び掛金総額（事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の総額）ごとの企業型年金加入者の人数の状況

①他の企業年金なしの場合（令第11条第１号に該当する者）

掛金総額区分（月額）＼年齢区分	～20歳	21歳～30歳	31歳～40歳	41歳～50歳	51歳～	人数計
～ 5,000円						
5,001円～10,000円						
10,001円～20,000円						
20,001円～30,000円						
30,001円～40,000円						
40,001円～45,999円						
46,000円						
46,001円～50,999円						
51,000円						
人数計						

②他の企業年金ありの場合（令第11条第２号に該当する者）

掛金総額区分（月額）＼年齢区分	～20歳	21歳～30歳	31歳～40歳	41歳～50歳	51歳～	人数計
～ 5,000円						
5,001円～10,000円						
10,001円～20,000円						
20,001円～22,999円						
23,000円						
23,001円～25,499円						
25,500円						
人数計						

（備考）事業年度末の状況について記載すること。